

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率性及び透明性を向上させ、コンプライアンス遵守の経営を実施するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることと、企業価値の極大化を目指してまいります。コーポレート・ガバナンスの充実には、何より経営陣の意識が重要であると認識しており、経営陣自らが規律ある行動を行うことで、良質な企業文化が構築されるよう努めております。

当社は、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し取締役の職務の執行を監査する監査役、及び監査役会によるコーポレートガバナンス体制を採用しております。また、平成18年1月より執行役員制度を導入し、取締役会の業務執行の決定権限の一部を委譲することにより、責任ある執行役員等による機動的な業務執行を可能としております。さらに、取締役の半数以上が執行役員を兼務し、業務執行による取締役相互の監視機能を有効に働かせ、経営監督機能の充実を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HIBC株式会社	4,899,200	16.34
株式会社電通デジタル・ホールディングス	4,899,000	16.34
海老根 智仁	1,436,900	4.79
RBC IST OMNIBUS 15.315 NON LENDING - CLIENT ACCOUNT	1,200,350	4.00
野内 敦	870,000	2.90
小林 正樹	450,800	1.50
MSCO CUSTOMER SECURITIES	303,900	1.01
CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	273,100	0.91
株式会社タイム・アンド・スペース	260,800	0.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	207,200	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

- 上記大株主の状況は、平成26年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 上記のほか、自己株式は4,140,000株あります。
- HIBC株式会社は、当社代表取締役社長CEO 鉢嶺登が全株式を所有する資産管理会社です。
- 株式会社タイム・アンド・スペースは、当社取締役 野内敦が全株式を所有する資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、有限会社あずさ監査法人より随時監査に関する報告を受け、定期的な情報共有および意見交換を行っております。
内部監査部門は、当社およびグループ会社の内部監査の結果に関して代表取締役以下関係役員に適時報告し、経営の信頼性確保に努めております。また、監査役とは定期的な会合の場を持ち、監査状況や監査結果、問題点等について報告し、緊密な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石崎 信明	他の会社の出身者													
呉 雅俊	他の会社の出身者													
山上 俊夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石崎 信明	○	——	中小企業診断士資格を持ち、財務及び会計に関する相当の知見を有し、また、経営コンサルタント経験も豊富であり、経営の客観性や中立の観点から、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物であると判断したため。なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
呉 雅俊	○	——	上場会社での取締役管理部長など歴任しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しており、経営の客観性や中立の観点から、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物であると判断したため。なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
山上 俊夫	○	——	弁護士であり、企業の監査や内部統制に関する知識も豊富であり、経営の客観性や中立の観点から、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物であると判断したため。なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を拡大し継続的な事業発展を行うことを目的としており、各取締役の業績に対するコミットメントを強め、かつ、短期実績と長期的な強みの確立とのバランスをとるため、業績連動型報酬制度とストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上へのモチベーション維持・向上のため、ストックオプション制度を導入しております

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書、及び事業報告において、社内・社外取締役別に支給額総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、役位及び担当職位に応じた基本額に各期の業績に対する貢献度等を勘案した業績評価を加算して決定しており、取締役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役を補助すべき使用人(監査役事務局)を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役5名から構成されており、原則として月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催をしております。経営に関する特に重要な事項を協議・決定するほか、業務執行役を兼務する取締役からその執行状況の報告を受けております。また、業務執行に関する重要事項については、執行役員制度を導入し、事業毎に担当取締役、担当執行役員及び常勤監査役等で構成される経営会議を設置、原則として月2回の開催と必要に応じた臨時開催により、機動的で迅速な意思決定を可能としています。

監査役会は社外監査役3名から構成され、原則として月1回の開催と必要に応じた臨時開催により、監査の方針・計画・方法その他監査に関する重要な事項に関する意思決定のほか、取締役の職務執行状況の監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

3名の社外監査役は、取締役会その他重要な会議等への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しており、経営の監視について十分に機能する体制が整っております。経営の健全性・効率性確保の観点では業務執行者を兼務する取締役による相互監視、監査役による経営の監査を行う体制が望ましいと考え、取締役会と監査役会によるコーポレートガバナンス体制を採用、加えて執行役員制度を導入しており、これらの取組みにより経営のスピード向上を図りつつ、継続的で安定的な事業運営の実現と、監査・統制機能の強化を両立しうるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催2週間前発送を厳守し、発送時期の前倒しを心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施、決算の内容の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書や説明会資料、株主総会招集通知等の各種情報を公開しております。 当社IRサイト： http://www.opt.ne.jp/holding/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門にIR担当をおいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等を通じて、株主をはじめとするステークホルダーに対する情報提供を行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布等を行うことなどにより、取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

(2)取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「諸規程管理規程」及び「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会において「リスク管理基本方針」を制定し、管理部門を管掌する役員が中心となってリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。各部門長は各リスク所管部門として、適宜リスク管理の状況を経営会議及び取締役会へ報告しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図っております。

(5)会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社を統制する業務を遂行する担当役員は、グループ会社の業務の適正を推進・管理しております。また、グループ会社の管理業務を所管する部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適正に構築し、運用することを図っております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当使用人に関する事項

監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。

(7)前号使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重しております。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと認めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告することとしております。

(9)その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役会で制定された「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項が定められた当社の規程及び規則において、反社会的勢力（犯罪対策関係会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。

また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成18年11月16日の取締役会議により、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）に対する方針および買収防衛策（以下「本施策」といいます。）として、いわゆる「事前警告型防衛」を導入し、平成27年3月27日の第21回定時株主総会にて、平成28年3月31日を有効期限とした継続を決議しております。

当社は株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様へ提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様の適切な投資に資するため、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会への諮問を行い、勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちのそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、当社として当然の責務であると考えております。

また、当社は顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業（広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野、投資育成事業分野）を展開しております。

当社の経営はこの各事業特性を前提とした経営のノウハウ、並びにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を充分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

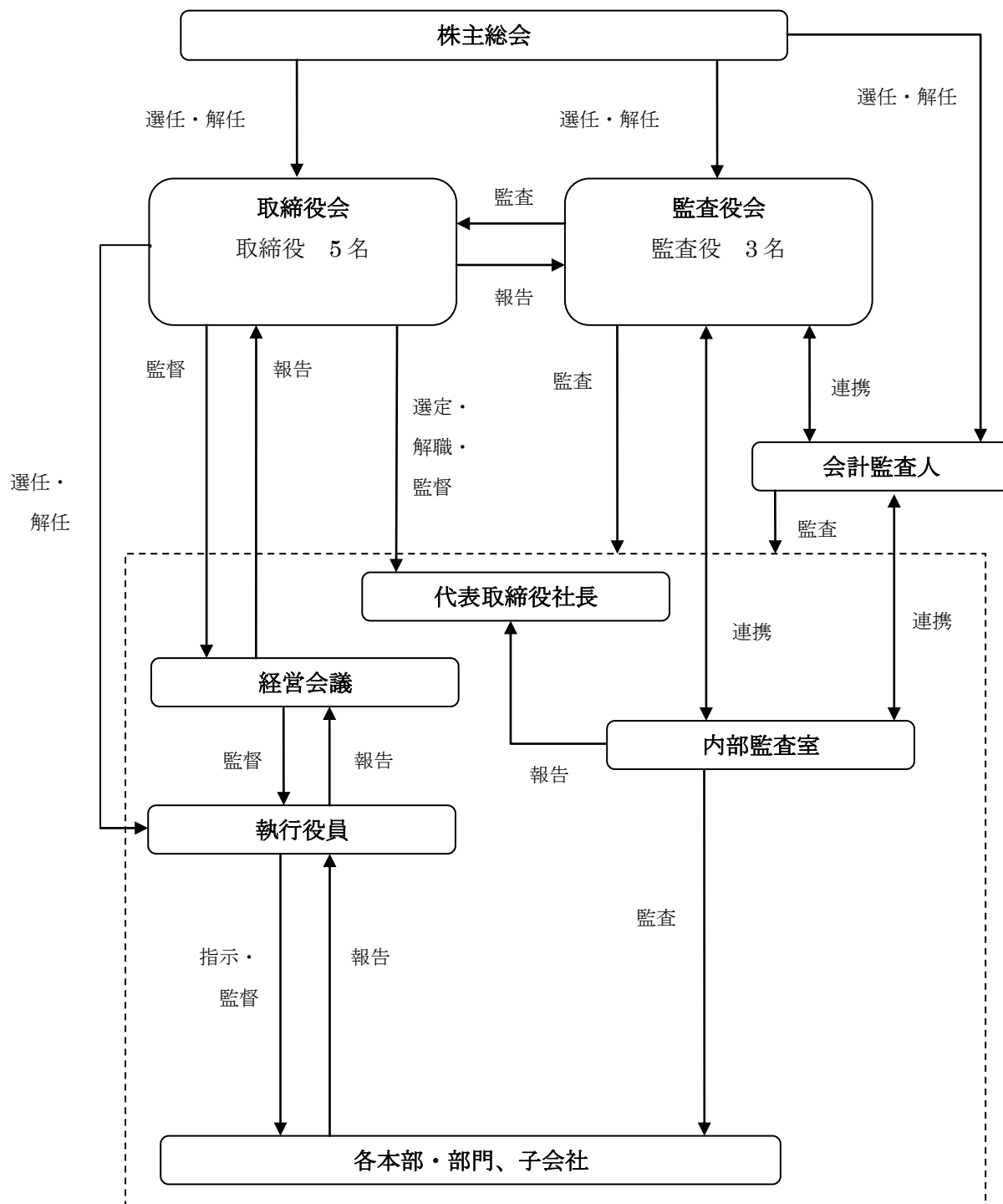
以上の考え方にに基づき、当社としては、大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を損なう場合には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといえます。一般に、大規模買付行為に対する当社の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているとありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないと考えております。

（注）：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23項1項に規定する株券等を意味します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス強化のため、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室を設置、オプトおよび連結子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、経営会議、取締役会、監査役会へ随時報告しています。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要】

